

平成30年12月25日
航空局安全部

「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」中間とりまとめを公表 ～操縦士の飲酒に関する基準について～

国土交通省は、一連の航空会社における飲酒に係る不適切な事案を受け、12月19日に「第2回 航空従事者の飲酒基準に関する検討会」において操縦士の飲酒基準に関して議論した結果を踏まえ、今般、同検討会の「中間とりまとめ」を行いました。

国土交通省は、一連の航空会社における飲酒に係る不適切な事案を受け、11月20日に「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」を設置し、航空従事者の飲酒に関する基準の検討を重ねてきました。

今般、12月19日に開催しました第2回検討会における操縦士の飲酒に関する数値基準の設定や乗務前後におけるアルコール検査の義務化等についての議論を踏まえ、本日以下のとおり「中間とりまとめ」を行いました。

また、本日からこの中間とりまとめを踏まえた基準に係るパブリックコメントを開始致します。

【中間とりまとめの概要】

1. 飲酒に関する数値基準の設定
2. 乗務前後におけるアルコール検査の義務化
3. アルコール教育の徹底・依存症患者等への対応
4. 航空局への報告対象としてアルコールに関する不適切事案を追加
5. 安全統括管理者の責務に飲酒対策を明確化

【添付資料】

- ・操縦士の飲酒に関する基準について 中間とりまとめ（概要）
- ・操縦士の飲酒に関する基準について 中間とりまとめ（本文）

【お問い合わせ先】

航空局安全部 運航安全課 藏、先光
TEL 代表 03-5253-8111（内線50111、50117）
直通 03-5253-8737
FAX 03-5253-1661